静岡国有林の地域別の森林計画書

(静岡森林計画区)

自 令和2年4月1日

計画期間

至 令和12年3月31日

関東森林管理局

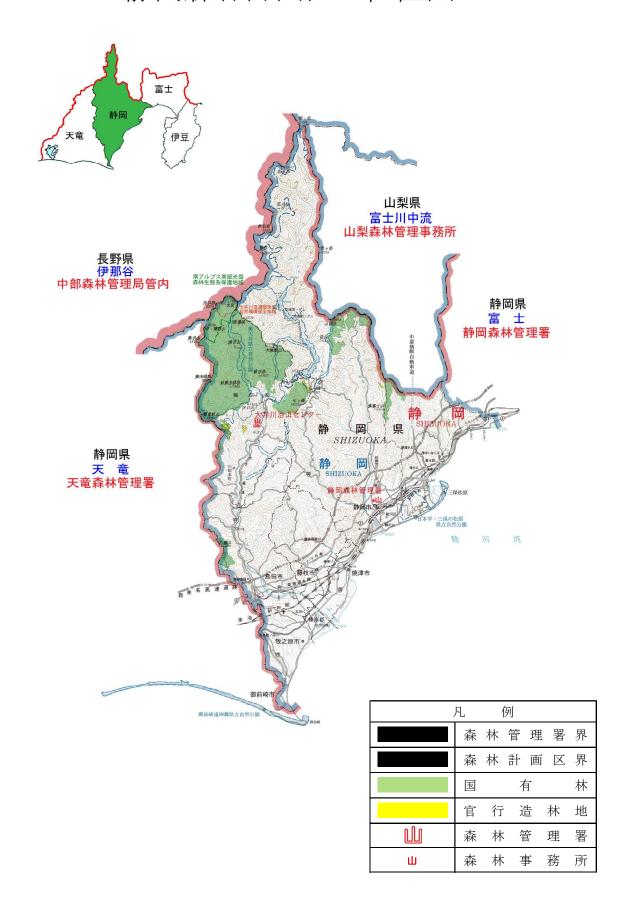
静岡国有林の地域別の森林計画は、森林法(昭和26年法律第249号) 第7条の2第1項に基づき、同法第4条第1項の全国森林計画に即し て関東森林管理局長がたてた、静岡森林計画区の国有林についての森 林の整備及び保全の目標に関する計画である。

この計画の計画期間は、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間である。

(利用上の注意)

- ① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ 一は、該当がないものである。

静岡森林計画区の位置図



目 次

I	計画の大綱	
	1 森林計画区の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2 前計画の実行結果の概要及びその評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3 計画樹立に当たっての基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
Π		
	第1 計画の対象とする森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項・・・・・・・	9
	(1) 森林の整備及び保全の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2)森林の整備及び保全の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	(3)計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	2 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	第3 森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2) 立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2 造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1) 人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2)天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3 間伐及び保育に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1) 間伐の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2) 保育の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	(1)公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
	(2) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	24
	(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準	
	及び作業システムの基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
		24
		24
	6 森林施業の合理化に関する事項	
	(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
	(2)作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
	(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
	(4) 社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25

((5)	そ(の他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
第4	: 求	な林の	の保全に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
1	求	な林の	の土地の保全に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
((1)	樹	根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区・・・・・・	26
((2)	森	林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林	
	及	をびる	その搬出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
((3)	土地	地の形質の変更に当たって留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
((4)	そ(の他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
2	. 侈	ママス マスティスティスティスティスティスティスティスティスティスティスティスティスティス	施設に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
((1)	保	安林の整備に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
((2)	保	安施設地区の指定に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
			山事業の実施に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(の他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	焦	易獣?	害の防止に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
			2. Ex. (2011) 200 (2011) 2011 (2011) 2011	29
((2)	そ(の他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
4	: 求	ななり	病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	30
((1)		林病害虫等の被害対策の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2)		獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			野火災の予防の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
(1—	30
第5			·	31
1			立木材積その他の伐採立木材積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2			面積	
3			造林及び天然更新別の造林面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4			等の開設及び拡張に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5			林の整備及び治山事業に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
((1)	保	安林として管理すべき森林の種類別面積等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
			安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(施すべき治山事業の数量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第6			他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1			林その他制限林の施業方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	: 7	その作	他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
別	表 1	1 :	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
別]表 2	2 ,	鳥獣害防止森林区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
別	表 3	3 ‡	指定施業要件を定める場合の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
別]表 4	1 ‡	指定施業要件における伐採の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
別]表 5		自然公園区域内における森林の施業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
別]表 6		鳥獣保護区等の森林の施業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

附属参考資料

1 森林計画区の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1)市町村別土地面積及び森林面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
(2) 地況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
	64
	64
(5) 産業別就業者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
2 森林の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 齢級別森林資源表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)制限林普通林別森林資源表	
(3) 市町村別森林資源表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4)制限林の種類別面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(5) 樹種別材積表	
(6) 荒廃地等の面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(7) 森林の被害	74
3 林業の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
(1)森林組合及び生産森林組合の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 林業事業体等の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3)林業労働力の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4)林業機械化の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(5)作業路網等の整備の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
4 前期計画の実行状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 間伐面積	
(3) 人工造林及び天然更新別面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4) 林道の開設及び拡張の数量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
5 林地の異動状況(森林計画の対象森林)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 森林より森林以外への異動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)森林以外より森林への異動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
6 森林資源の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 分期別伐採立木材積等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 分期別期首資源表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

当計画区は、静岡県の中央部に位置し、富士川広域流域に属している。東は富士森林計画区、西は天竜森林計画区、北東は山梨県の富士川中流計画区、北西は長野県の伊那谷森林計画区にそれぞれ接し、5市2町を包括している。

当計画区の総面積は、262千haで静岡県面積の34%を占めている。森林面積は188千haで、 うち国有林は32千haであり、森林面積の17%を占めている。

(2) 自然的背景

ア 地勢

(ア) 山系

当計画区の山系は、県北端の間ノ岳(3, 190m) から南東側に西農鳥岳(3, 051m)、笊ヶ岳(2, 629m)、山伏(2, 014m) 等の高峰が、安倍峠、徳間峠を経て山梨県との境をなしている。また、間ノ岳から大井川源流部を挟み南西側に連なる赤石岳(3, 121m)、聖岳(3, 013m)、光岳(2, 592m)等、南アルプスの一端をなす赤石山脈と呼ばれる3,000m級の山岳が長野県との境となっている。

更に中ノ尾根山(2,296m)から南へ黒法師岳(2,068m)、蕎麦粒山(1,627m)、八高山(832m)の諸峰からなる山稜が天竜森林計画区との境となっている。

これらの山系のうち、光岳以南の国有林は山地帯から亜高山帯、高山帯に至るまで、 多様な森林や植生を有し、自然度の高い天然生林が広域に分布している。このため、多 くの山岳愛好者等から親しまれており、自然環境の維持、保全が望まれている。

(イ) 水系

当計画区の水系は、西部では南アルプスを源流とする大井川が流れ駿河湾に注いでいる。この支流には光岳一体を水源とする寸又川や、黒法師岳の南側より流れる大間川等がある。全般に谷が深く滝の見られるところが多いが、渓谷を流れる激流は岩を削り、せつそきよう。すまたきよう。すまたきよう。すまたきよう。すまたきよう。すまたきよう。すまたきよう。すまたきよう。すまたきよう。すまたきよう。すまたきよう。すまたきよう。すまたきよう。すまたきよう。すまたきよう。する場合といった渓谷景観を生み出している。中央部を流れる安倍川は梅ヶ島地域の深い渓谷を形成する多くの沢が合流して南下し、静岡市街地を経て駿河湾に流れ込んでいる。東部には大平地域を源流とする興津川がある。

国有林はこれら大井川、安倍川及び興津川の源流部に位置し、駿河地域の水源地として豊富な水量を供給する重要な役割を果たしている。

イ 地質及び土壌

(ア) 地質

当計画区は、主に糸魚川静岡構造線と中央構造線に挟まれている地域であり、地質構造は非常に複雑である。主として砂岩、泥岩及び礫岩から構成される中生代白亜紀~新生代古代三期の四万十帯となっている。

地形は早壮年期~満壮年期の侵食過程で、浸食作用が激しく、起伏量が著しく大きい。

そのため崩壊の規模は大きく、日本三大崩れの一つといわれる大谷崩があるほか、大小 の崩壊地が多く、河川の谷壁部は急傾をなしていることから国土保全に十分配慮するこ とが求められている。

(イ) 土壌

北部及び西部は大部分が褐色森林土に覆われ、林木の生育に良好な土壌となっている が、標高1,300m以上の尾根筋の大半及び中腹部の一部にポドゾル化土壌が分布する。

東部の梅ヶ島地域は、頁岩・砂岩等を母材とした埴壌土であり、標高の高いところで はポドゾル化土壌が分布する。また、大平地域は主として基岩が凝灰岩からなり、埴壌 土を構成している。

一般に褐色森林土や黒色土は林木の生育に適しているが、酸性度が強く急峻な尾根な どに分布するポドゾル化土壌は、一度伐採すると森林復元に大変時間がかかることから、 施業の実施に当たっては配慮が必要である。

ウ気候

当計画区の気候は、北部の山岳地帯と南部の平野部に大別でき、北部と南部では標高差 が著しいので気候にも差が見られるが、全般的には温暖多雨で太平洋型気候に属する。

南部の平野部における年平均気温は17℃、年平均降水量は2,400mmであるが、北部の山岳 地帯では年平均気温は14℃、年平均降水量が3,200mmを超えており、大きな違いが見られる。

エ 森林の概況

人工林及び天然林の概況は次のとおりである。

(ア) 人工林

当計画区内の国有林における人工林の面積は、約8千haで立木地面積の26%を占め、 樹種別にはスギ16%、ヒノキ38%、カラマツ21%、その他25%となっている。

齢級配置は、I~IV齢級(1~20年生)が1%、V~VII齢級(21~40年生)が6%、IX齢 級以上(41年生~)が93%となっており、利用期を迎えた高齢級の林分が多くなっている。

公有林野等官行造林地における人工林面積は約510haで、樹種別にはスギ22%、ヒノキ 49%、カラマツ8%、その他21%となっている。

齢級別にみるとIX齢級以上がが100%を占めている。

(イ) 天然林

当計画区内の国有林における天然林の面積は、約22千haで立木地面積の74%を占めて いる。

公有林野等官行造林地においては、約27haとなっている。

(3) 社会経済的背景

ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は1,168千人で、静岡県人口の32%を占めている。

産業別の就業者割合は、静岡県全体と当計画区ともに第1次産業が4%、第2次産業が

33%、第3次産業が63%となっている。

イ 土地の利用状況

当計画区の総面積262千haのうち、森林が72%と大半を占め、農耕地が10%、その他が18%となっている。(平成30年版静岡県の土地利用による。)

ウ 交通網

鉄道交通は、計画区南側に首都圏と繋がるJR東海道新幹線とJR東海道本線が東西に走っている。

道路網は、新幹線と平行するように東名・新東名高速道路と国道1号が整備され首都圏、中京圏と繋がっているほか、海岸線沿いの国道150号と、山間部に繋がる国道52号、362号、473号等が主要路線として整備されている。

さらに、新東名高速道路と中央自動車道を接続する中部横断自動車道の整備が進んでおり、山梨県方面との往来に利用され始めている。

海路は国内有数の貿易港である清水港や大井川港のほか、焼津漁港や用宗漁港等の多く の漁港があり、大きな役割を果たしている。

空路では富士山静岡空港が平成21年に開港、国内線では札幌・福岡等へ、国際線ではソウル・上海等へ運行しており、静岡県民の扉として物流や生活などに経済効果をもたらしている。

エ 地域産業の概況

当計画区の産業は、政令指定都市である静岡市を中心に第3次産業が主体となっており、 行政、経済、文化等の中核となる中部経済圏を構成している。

また、志太榛原地域には、豊かな水資源を活かした製紙、食料品、化学・薬品工業等が 進出している。

第1次産業では、焼津港の漁業、本山・川根・牧之原のお茶、わさび(根茎、葉柄)や みかんの生産地としても有名である。

オ 林業・林産業の概況

当計画区の大井川流域や安倍川流域は天竜・富士流域と並んで静岡県でも有数の林業地である。国有林・民有林とも、森林資源はスギ・ヒノキ・カラマツを主体とした人工林が多い。林産業は、清水港等の大きな木材輸入港を有していることや、大消費地の首都圏に近接していることなどが静岡県の木材産業活動を支えている。

特用林産物はたけのこの生産が全国でも有数の生産量となっており、しいたけ等のきの こ類、竹材、木炭等多様な品目が生産されている。

また、当計画区内には4つの森林組合があり、造林、保育、生産及び販売等を通じ、地域林業の担い手として重要な役割を果たしている。一方、農山村の若年労働力の他産業への流出等による過疎化、高齢化に伴い、林業従事者も年々減少してきており、林業・林産業のおかれている環境は厳しいものとなっている。

しかし、静岡県では県産材の販路拡大や供給システムの開発などに積極的に取り組んで おり、今後はさらに安定的な木材生産・供給という森林資源の循環利用の構築を目指して

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5ヵ年分(平成27年度~令和元年度)における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。(令和元年度は、実行予定を計上した。)

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積及び間伐面積

主伐は、分収林を中心に計画したところであるが、分収林の契約期間の延長等により計画を下回ることとなった。

間伐は、計画した林分の生育状況等を考慮し、一部の実行を見合わせたことから、材積・面積ともに計画を下回ることとなった。

単位 材積: m 面積: ha

ロハ	前計画の前	半5カ年分	実行結果		
区分	主伐	間伐	主伐	間伐	
伐採量 (間伐面積)	105, 473	53, 731 (533)	22, 307	44, 451 (290)	

(2) 人工造林及び天然更新別面積

人工造林については、分収林の契約期間の延長等に伴い、一部の主伐・更新を今期計画期間(令和2年度~令和11年度)で行うこととしたため、計画を下回ることとなった。

単位 面積:ha

区分	前計画の前	半5カ年分	実行結果		
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新	
更新量	81	_	18	_	

(3) 林道等の開設及び拡張(改良)の数量

林道等の開設については、適切な森林整備に必要とされる路線を計画したが、分収林の伐 採が延期になったこと等から開設を見合わせる路線があったことから、計画を下回ることと なった。

林道等の拡張については、当初計画で予期できなかった台風などの集中豪雨等による被災 箇所の復旧を優先して実行した結果、計画を下回ることとなった。

単位 開設:m 拡張:路線数

区八	前計画の前	半5カ年分	実行	結果
区分	開設	拡張	開設	拡張
林 道	21, 800	16	2, 484	3
うち林業専用道	21, 800	_	2, 484	2

(4) 保安林の整備及び治山事業の数量

保安林機能の維持増進のための抜き切り(本数調整伐)については、森林の生育状況を考慮し実行を見合わせたことから、計画を下回ることとなった。

保安施設については、集中豪雨等で同一地区内の施工箇所が増加し、その他の地区で事業 を実施できなかったことから、計画を下回ることとなった。

単位 地区数

	前計画の前	半5カ年分	実行結果		
区分	保安施設及び 保安林の整備	地すべり事業	保安施設及び 保安林の整備	地すべり事業	
地区数	49	_	19	_	

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が 安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結 びついている。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が主伐期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階を迎えたといえる。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件、社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにし、森林の整備及び保全の目標を定めるとともに、この目標を実現するために必要な伐採立木材積、造林面積、林道開設量等を定めることとした。

なお、この計画の樹立に即して、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととし、森林経営管理制度が円滑に機能するよう積極的に取り組むこととする。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域 市町村別面積

単位 面積:ha

区		分		面	積	備	考
総		数			31, 811. 51		
市	静	畄	市		4, 233. 29		
町 村 別 内	島	田	斗		871.00		
訳	Ш	根本	町		26, 707. 22		

- (注) 1. 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
 - 2. 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課、関東森林管理局東京事務所及び静岡森林管理署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

当計画区内の森林の自然的社会的経済的諸条件からみて、森林の有する水源涵養、山地 災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及 び木材等生産の各機能について、特にその機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとお りである。

ア 水源涵養機能

下層植生の発達と樹木の根の発達等により、水を蓄える孔隙に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能/土壌保全機能

下層植生が生育するための空間と光環境が確保され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり葉量の多い樹種によって構成されている森林

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や 森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林

才 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

力 生物多様性保全機能

全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育 段階の林分や樹種がバランスよく配置されている森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、 二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に 整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とし、各機能の高度発揮を図るため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、さらには、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況及び森林に関する自然条件並びに社会的要請を総合的に勘案の上、育成単層林における保育・間伐及び主伐と再造林による森林資源の若返りの積極的な推進、針広混交林化及び広葉樹林化の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策及び森林病害虫や野生鳥獣による被害防止対策の推進等を行うこととする。

さらに、森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、育成単層林等においては、 施業の効率化に必要な路網を計画的に整備する一方、天然生林においては管理に必要とな る最小限の路網を整備又は現存の路網を維持するなど、指向する森林の状態に応じた路網 整備を進めることとする。

なお、森林の整備に伴い発生した木材については、有効に利用することとする。

また、平成26年6月には南アルプスに関係する静岡県、山梨県、長野県の3県にわたる地域が「南アルプスユネスコエコパーク」として正式に登録承認されている。本計画区の川根本町の多くがその地域に含まれており、適切な保護、管理を進めつつ優れた自然環境の保全と利活用に寄与する。

この「ユネスコエコパーク (生物圏保存地域)」とは、ユネスコ自然科学センターのユネスコ人間と生物圏計画の枠組みに基づいて国際的に認定された地域で、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的としており、保護・保全だけではなく自然と人間社会の共生に重点が置かれている。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺の森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を図る観点から、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本として、適切に保育・間伐を実施するとともに、伐採に伴って生じる裸地については、縮小又は分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

さらに、ダム等の利水施設上流部等においては、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能/土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流 出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能/土 壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

また、集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等においては、土砂の流 出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進すると ともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、渓間工や山腹工等 の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の 浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切 な保育・間伐等を推進することとする。

また、快適な環境の保全のための保安林の適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進 を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場等を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ 等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の適切な管理を推進することとする。

才 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

力 生物多様性保全機能

全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階の林分や樹種から構成される森林がバランス

良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物の移動のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積:ha

	区 分	現 況	計画期末
	育成単層林	6, 713	6, 329
面	育成複層林	2, 775	2, 752
積	天 然 生 林	20, 310	20, 310
森	林蓄積 ㎡/ha	217	228

- (注) 1. 育成単層林、育成複層林及び天然生林へと誘導・維持する施業の内容について は、以下のとおり。
 - (1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部 伐採し、人為*1により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施 業(以下「育成単層林へ導くための施業」という)。
 - (2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で 伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層*2を構成する森林(施 業の関係上一時的に単層林となる森林を含む)として人為により成立させ維持 する施業(以下「育成複層林へ導くための施業」という)。
 - (3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業(以下「天然生林へ導くための施業」という)。 この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

 - *1 「人為」とは、植栽、更新補助(落下した種子の発芽を促進させるための 地表かきおこし、刈払い等)、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を 総称したもの。

- *2 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより、生じるもの。
- 2. 現況については、平成31年3月31日現在の数値である。

2 その他必要な事項

平成23年の台風等により南赤石(寸又左岸)林道ほか大規模な被害を受けている千頭地域においては、南赤石(寸又左岸)林道の820る林小班までの間について林道通行を確保することとし、819ろ林小班より奥地の水源かん養タイプの国有林については、機能類型を山地災害防止タイプとする。

また、航空レーザ調査又は衛星写真、専門家の知見等を活用した森林の状況把握に努め、 必要に応じて山地災害や鳥獣害等に係る可能な対策を講じることとする。

第3 森林の整備に関する事項

- 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)
- (1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法
 - ア 育成単層林へ導くための施業

育成単層林へ導くための施業にあっては、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件、林業技術体系等からみて、公益的機能の発揮が確保され、高い林地生産力が期待できる森林について、下記に留意の上実施することとする。なお、伐採方法は皆伐とし、更新方法は、人工造林又はぼう芽更新等の天然更新とする。

- a 自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林及び水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、おおむね5ha以下(法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内)とする。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による(法令等による制限がある場合はその範囲内)。
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後に設けることとする。
- c 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、 森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮することとする。
- d 林地の保全、渓畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及 び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮する こととする。
- e 利用径級に達しない有用樹種であって、形質の優れているものが生育している場合 は努めて保残することとする。
- f 主伐の時期については、生物多様性の保全、水源涵養等の公益的機能の発揮を第一とし、地域における木材需要、高齢級林分に偏った齢級構成の平準化等を踏まえ、伐期の多様化を図ることとする。
- g アカマツの天然下種更新やクヌギのぼう芽更新等による育成単層林の造成を期待し 天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種 の特性等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及 び種子の結実状況、ぼう芽力の旺盛な林齢等を勘案して、適切な時期を選定すること とする。

イ 育成複層林へ導くための施業

育成複層林へ導くための施業にあっては、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が期待できる森林について、下記に留意の上実施することとする。また、主伐に当たって、択伐・複層伐を実施する場合は、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件、稚樹や下層木の生育状況、種子の結実状況等を踏まえ、森林を構成している樹種、

林分構造等を勘案して行うこととする。スギ、ヒノキ等の単層林を複層林へ誘導する場合は、群状又は帯状の伐採を基本として実施することとする。

a 択伐

- ・ 樹種構成、自然条件、林木の成長等を勘案するとともに、公益的機能の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%以内(人工林にあっては40%以内、また、法令等による制限のある場合はその範囲内)とする。
- ・ 群状択伐を行う場合の一伐採群の大きさは0.05ha未満とし、帯状択伐を行う場合は10m未満の幅とする。
- ・ 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷を回避し、稚幼樹や高木性樹種の中小径 木の育成に努めることとする。
- ・ 更新は天然下種更新を基本とし、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案して、適切な時期を選定することとする。

b 複層伐

- ・ 伐採箇所は、自然条件を踏まえ公益的機能を確保する観点から、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。伐採面積は、法令等により制限を受けている森林で伐採面積の上限が設けられている場合は、その制限の範囲内とする。また、伐採率は、原則として50%以内とする。
- ・ 林地や渓畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風 致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮するこ ととする。
- ・ 稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図ることとする。
- ・ 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 複層伐であって天然更新を行う場合は、確実な天然下種更新を図るため、種子の 結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。
- ・ 保残木の下層に人工植栽を行う場合の伐採率は、植栽する下層木の良好な生育環境の確保及び林床植生の生育を抑制する観点から、適正な林内相対照度(40%以上)を確保するため、20~50%を目安とする。

ウ 天然生林へ導くための施業

天然生林へ導くための施業にあっては、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等 や集落からの距離といった社会的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活 用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、下 記に留意の上実施することとする。

- a 主伐については、ア及びイで定める事項によることとする。
- b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要が ある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位:年

			樹		種		
地区	スギ	ヒノキ	マッ	モッガ	その他 針葉樹	コナラクヌギ	その他広葉樹
全域	40	45	35	50	50	15	25

(注)「その他広葉樹」は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供される ものとする。

(3) その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第 10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制 限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、林地生産力の維持増進が図られる施業方法 によることとする。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進することとし、技術的合理性に基づき次により行うこととする。

また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとする。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林については、適地適木を旨とし、造林地の気候、地形、土壌等の自然条件、 既往造林地の成林状況、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案 し、スギ、カラマツ等の針葉樹のほか、地域に応じた高木性の広葉樹等とする。スギ苗 木の選定に当たっては、入手できない場合を除き、無花粉スギ、少花粉スギ等の花粉症 対策に資する苗木とする。加えて、特定母樹から生産される優良種苗の供給体制が構築 されることを踏まえ、その苗木の導入を積極的に図ることとする。

イ 人工造林の標準的な方法

地位等の自然条件や既往の造林方法を勘案し、次を標準として適確な更新を図ることとする。

また、再造林は、伐採、地ごしらえ、造林等の作業を一連の工程で行う一貫作業システムにより実施することを基本とする。

a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本 数等に応じた適切な作業方法を採用することとする。

b 植付け

入手可能な限り、コンテナ苗を活用する。また、気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期の作業とし、確実な活着と旺盛な成長が図られるよう実施することとする。

c 人工造林の植栽本数

植栽本数は、2,000本/haとする。ただし、指定施業要件で植栽の下限本数が定められている保安林では、その本数とする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、裸地状態を早期に回復して公益的機能の維持を 図るため、皆伐を行い人工造林によるものについては、原則として、伐採・搬出を終了 した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して、2年以内とする。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

ア 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、周辺の自然条件を踏まえたものとする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次によることとする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着床と稚樹の発生及び 生育の促進を図ることとする。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所については、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図ることとする。

c 植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所については、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行うこととする。

d 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを 行うこととする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新の種類	更新状況調査の時期	更新完了の目安
天然下種第1類	搬出又は地表処理完了後3年目	樹高30cm以上の高木性の
天然下種第2類	搬出完了後5年目	天然木が5,000本/ha以上林 地にほぼ均等に成立したと きとする。
ぼ う 芽	搬出完了後3年目	2 C 9 00°

なお、更新状況調査において更新完了の目安に達していない場合は、状況に応じて更 新補助作業の実施、又は植栽により確実な更新を図ることとする。

- (注) 1. 天然下種第1類: 天然更新に当たり、更新補助作業を行い更新を図る方法。
 - 2. 天然下種第2類: 天然更新に当たり、天然力を活用し、人為を加えない方法。
 - 3. ぼ う 芽: 主に伐採した樹木の根株から発生する新芽を育てる方法。

(3) その他必要な事項 特になし。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐開始の時期は、林分が閉鎖して林木相互間の競争による優劣が生じた時期とする。 また、間伐の繰り返し時期は下表のとおりおおむね10年を目安とし、間伐率や樹冠が閉鎖する期間等を考慮し、時期を失することのないよう適切に実施することとする。

掛	種		間 伐 時 期 (年)		門体の大汁		
樹	但	初回	2回目	3回目	4回目	5回目	間伐の方法
ス	ギ	25	35	(45)	(55)	(65)	○ 風害のおそれがある場合、 国土保全上支障がある場合、 その他特別な事情がある場合 を除き、列状間伐とする。
ヒノ	キ	30	40	(50)	(60)	(70)	○ 間伐率は、おおむね20~35 %とする。
マ	ツ	30	40	(50)	(60)	-	
カラ	マツ	25	35	(45)	(55)	_	

⁽注)()は、長伐期施業に適用する。

(2) 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐の保育については、次表を目安として、現地の実態に即した適期作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

拉	作業種		括				経		過		数		(年)			
植栽樹種	1F	苿	悝	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下		ĮΙχ	<				->										
	つ	る	切						<		Δ				\triangle			→
	除		伐							<		\triangle				\triangle		→
ヒノキ	下		λIJ	<				->										
	つ	る	切						<		\triangle				\triangle			→
	除		伐							<		\triangle					\triangle	→
アカマツカラマツ	下		ĮΙχ	<			->											
	つ	る	切					~		\triangle				\triangle				→
<i>M</i>	除		伐						<		\triangle					\triangle		\rightarrow

- (注) 1 本表は保育実行時期の目安であり、実施に当たっては、現地の実態に応じて行う こととする。
 - 2 下刈は、画一的な実施を排し、現地の実態に応じて可能な場合は、省略や隔年実施とする。
 - 3 つる切・除伐の△印は標準的な適期を示し、←・→は実行時期の範囲を示す。
 - 4 実行に当たっては、次の点に留意することとする。
 - (1) 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高と同等以上となり、造林 木の生育に支障がないと認められる時点とする。
 - (2)除伐の実行に当たっては、画一性を排し、将来の利用が期待される高木性樹種 の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行うこととする。
 - (3) 2回目の除伐時期又は、2回目の除伐実施後1回目の間伐時期までの間に、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施する。
 - 5 天然木の保育については、目的樹種の特性、競合する植生の状態等現地の実態を 十分考慮して、適切に実施することとする。

(3) その他必要な事項

森林吸収源対策を推進するため、育成林については、間伐等の保育を計画的かつ着実に 実施することとする。

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、次の区分ご とに別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

- ① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当 該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、そ の配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。
- ② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健 文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域
- (ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を 推進すべき森林の区域

山地災害防止機能/土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林 の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の 確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

- (イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、 地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置につ いてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。
- (ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については、この限りでない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持(育成複層林にあっては、下層木の適確な生育)を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、自然条件及び社会的条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進することとする。

具体的には、自然条件等に応じて、広葉樹の導入による針広混交林化等の育成複層 林へ導くための施業を積極的に推進するほか、育成単層林へ導くための施業にあって は、更新時に林地が裸地化する面積及び期間を縮小するため、伐区のモザイク的配置 に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び自然条件等に応じた 長伐期化に努め、公益的機能の維持増進を図ることとする。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進することとする。

具体的には、山地災害の防止や土壌の保全を重視すべき森林については、育成複層 林へ導くための施業を積極的に推進することとし、天然更新が可能な林分については、 択伐による複層林施業により広葉樹の導入を図り、針広混交林への誘導に努めること とする。

自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林へ導くための施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生生物の生育・生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した森林の確保を図ることとする。

森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林へ導くための施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林へ導くための施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林へ導くための施業の推進等に努めるとともに、森林レクリエーション施設と一体となった森林については、快適な森林空間の創出に努めることとする。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、樹種の選定や立木の密度等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

(2) その他必要な事項 特になし。

- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
- (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、林道等の開設に当たっては、森林の利用 形態や、地形、地質及び傾斜等の自然条件及び社会的条件、事業量のまとまり等に応じ、 丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来 にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優 先順位に応じた整備を計画的に推進することとする。

基幹路網の現状

単位 延長:km

	区 分	路	線	数	延	長	
1	基幹路網	23			178		
うち	林業専用道		1			1	

- (注) 現状については、平成31年3月31日現在の数値である。
- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入を促進するとと もに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結 するよう計画的に路網を整備することとする。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度:m/ha

E 1/2	佐光ショニ)	吹烟壶		
区 分	作業システム	路網密度	基幹路網	
緩傾斜地(0°~15°)	車両系作業システム	100以上	35以上	
中傾斜地(15°~30°)	車両系作業システム	75以上	25以上	
中傾斜地(15 / 500)	架線系作業システム	25以上		
急傾斜地(30°~35°)	車両系作業システム	60以上	1501	
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	架線系作業システム	15以上	15以上	
急峻地(35°~)	架線系作業システム	5以上	5以上	

- (3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし。
- (4) その他必要な事項特になし。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業事業体の体質強化、高性能林業機械の導入、林業従事者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業経営基盤の強化が図られ、優れた林業従事者の確保に資することができるよう、民有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努めることとする。

あわせて、森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と 能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する 場合にはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。また、国有林の多様な立地を 活かし、事業の実施やニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じ た林業経営者の育成に取り組む。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林施業の効率化及び労働強度を軽減し労働安全の確保を図るためには、高性能林業機械の導入が重要である。このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努めることとする。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築等が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

また、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として積極的な間伐等の森林整備を進めることに伴い生産される間伐材等については、合板や集成材等の原料としての利用拡大や土木分野における利用範囲の拡大等を踏まえつつ、加工・流通コストの削減や民有林管理への貢献等に取り組む需用者と協定を締結して需要先へ直送する「システム販売」によるなど、国有林材の安定供給を通じて、地域の林業・木材産業の活性化に貢献することとする。

(4) 社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針

公益重視の管理経営を一層推進する中で、木材需要の多様化、林業労働力不足等の社会 経済情勢の変化を踏まえ、植栽本数の縮減や下刈の省力化、天然力を活用した森林の更新、 早生樹等の植栽の試行等、創意工夫に基づく森林施業に積極的に取り組むこととする。

(5) その他必要な事項

民有林と国有林が連携して効率的な路網整備や間伐等の森林整備に取り組むため、森林 共同施業団地の設定等、引き続き民有林との連携を推進することとする。

第4 森林の保全に関する事項

- 1 森林の土地の保全に関する事項
- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、 次のとおり定める。

単位 面積:ha

		I				
森	林 の 所 在	 面 積	留意すべき事項	備考		
市町村	区域(林班)	ш 18	田心ノービザス	(該当する保安林種等)		
静岡市	301~312、(313)、314、(315)、316~330、(331)、332~334		水源の涵養、 土砂流出の防備	水かん 1,430.01 土流 2,763.94		
[由比町] [井川] [静岡市] [渡部落]	$ \begin{array}{c} (2) \\ 1 \sim 3 \\ 1 \sim 5 \\ 1 \end{array} $					
	計	4, 193. 95				
島田市	1201~1205、1209~1223、 (1224)、1225、1226		水源の涵養	水かん 834.63		
	計	834. 63				
川根本町	601~656, (657), 658~666, (667), 678, (679), 680, (681), 682~696, (697), 698~711, (712), 713~769, (770), (775~777), 778~804, (805), 806~821, (822), 823~836, (837), 838~865, (866), 867~894, (895, 896), 897~906, (907), 908~913, (914, 915), 916, (917, 918), 919, (920), 921~935, (936~938), 939~942, (943, 944), 945, 946		水源の涵養	水かん 25,413.72 干害 62.59		
[中川根町] [上長尾部落] [大井神社]	4~6, 15~21 1, 2 1, 2					
	計	25, 413. 72				
総数		30, 442. 30				

- (注) 1. 市町村欄の[]は官行造林地である。
 - 2. 区域欄の数字は林班で、() 書は区域が林班の一部であることを示す。
 - 3. 本項に該当する主な森林の区域は、次の森林である。

該当する保安林種等	略称
水源かん養保安林	水かん
土砂流出防備保安林	土 流
干 害 防 備 保 安 林	干 害

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更は極力行わないこととするが、土石の切取り、盛土等により変更を行う場合には、自然環境に与える負荷を低減させることを念頭に、林地の保全に十分に留意することとする。

また、土地の形質変更の態様、地形、地質等の自然条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土石の切取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を講ずるものとする。その他の土地の形質の変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとする。

(4) その他必要な事項

立木の伐採に当たっては、森林のもつ公益的機能を阻害しないよう、小面積分散伐採と するよう努めることとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱ-第2-1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、当森林計画区における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備等の目的を達成するため、既指定保安林の整備を推進するとともに、保安林として指定する必要がある森林について計画的に指定することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針 該当なし。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からII - 第2-1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、また近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕著化していることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、渓間工、山腹工等の治山施設の整備及び保安林機能を維持増進するための本数調整伐等の保安林整備を計画的に推進することとする。また、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととする。その際、土砂流出防備等の機能の十分な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する制限と治山事業の実施の一体的な運用等に努めることとする。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理に必要な、標識の設置、巡視等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況等に関連する情報の総合的な管理を推進することとする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、別表2のとおり定める。

イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、当該対象鳥獣からの被害を防止するため、捕獲の推進を図るとともに、巡視による現地調査等を実施し、巡視の結果、被害の発生が確認された場合には、防護柵の設置等による鳥獣害防止対策を推進する。

その際、地方公共団体など関係機関と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるとともに、防護柵等の設置に当たっては、創意工夫を図りながら設置コストの抑制に努めることとする。

(2) その他必要な事項

特になし。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。松くい虫による被害への対応については、被害予防の観点から薬剤の予防散布を行うとともに、被害木については伐倒駆除を行い、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入することとする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害についても当計画区の国有林及び民有林において確認されていることから、被害の発生状況や有効な被害防除対策等について民有林関係者との情報共有を行いながら、民有林と連携した対策を検討する。

(2) 鳥獣害対策の方針 (3に掲げる事項を除く)

3 (1) アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3 (1) イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

ツキノワグマによる剥皮等の被害が発生している地域については、剥皮対策等を講ずるとともに、地方公共団体など関係機関と連携し、生息状況、被害実態、捕獲等の情報を共有し、効果的な被害対策に努めることとする。

また、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講ずる観点から、森林の巡視を強化することとし、被害が発生した場合は、地方公共団体など関係機関と連携し、効果的な被害対策に努めることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災を未然に防止するため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における林野火災の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置や巡視に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地方公共団体との連携を図り、効果的な整備を推進することとする。

(4) その他必要な事項

林野火災や廃棄物の不法投棄等の人為被害、病虫獣害、寒風害等の気象被害等については、入林者数の動向、過去の被害の発生状況、発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な被害防止の実施に努めることとする。

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積:千㎡

区	\ <u>\</u>	総		数	主		伐	間		伐
	分	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総	数	306	299	8	200	193	7	107	106	1
	う前半 年 分	151	148	4	84	81	3	68	67	1

2 間伐面積

単位 面積:ha

区 分	間伐面積
総数	838
うち前半5年分	524

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

区 分	人工造林	天然更新
総数	148	10
うち前半5年分	96	0

4 林道等の開設及び拡張に関する計画

単位 延長:m 面積:ha

開設拡張別	種類	区分	位置(市町村)	路	線 名	延	長	利区面	用域積	うち前半 5 年 分	対図番号	備考林班
開設	総		数	95	路線	23,	, 300		552	18, 400		
	自動車道	林 業 専用道	島田市	八	高 峰	2,	, 500		74	2, 500	3	1204外
		守用坦		源太	沢支線		850		10	850	4	1214外
				辰間	一号線	1,	, 400		32	1, 400	5	1221外
				大一	代	3,	, 800		31	3, 800	6	1215外
				大二	代	5,	, 500		98	5, 500	7	1213外
				辰間	二号線	2,	, 100		37	_	8	1221外
			計	6	路線	16	, 150		282	14, 050		
			川根本町	峰野	支線	2,	, 300		19	2, 300	1	916外
				下	別当	2,	, 050		131	2, 050	2	906外
				梅地	2 稜線	2,	, 800		120	_	9	910外
			計	35	路線	7,	, 150		270	4, 350		

(注) 開設に係る「林道等の開設計画箇所位置図」は、巻末に掲載。

単位 延長:m 面積:ha

開設拡張別	種類	区	分	位 置 (市町村)	路	線	名	延	長	利区面	用域積	うち前半 5 年 分	対図番号	備考林班
拡張	総			数	1	18路線	R	1,	360			800		
	自動車道 (改良)	林	道	島田市	大作	大)ナ	代)		120			40		1223外
	(以及)				八		高		70			50		1201外
					大	代	東		80			50		1217外
					諳		沢		80			50		1211外
					萩併	間黒	· 俣 用		30			30		1211

単位 延長:m 面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区	分	位置(市町村)	路	線	名	延	長	利区面	用域積	うち前半 5 年 分	対図番号	備考林班
拡張	自動車道	林	道	島田市	京		塚		60			20		1222外
	(改良)			計		6路線			440			240		
				川根本町	南(赤十又川	石)		120			120		836外
					南 (南	赤 河 赤 石	石;)		140			50		618外
					栗作	弋(栗イ	(力		50			50		868外
					大 (ナ	井 に井川	川 门		90			50		936外
						井 悔 地			90			50		914外
					蕎	麦	粒		50			30		616外
					峰		野		70			30		922外
					日		向		30			30		822外
					大(フ	間 大間川])		100			20		666外
					湯		Щ		100			80		663外
					南 (寸	明 一又左岸	石		30			_		821外
				計		11路線			870			510		
		林専用	業語	島田市	暗	沢	南		50			50		1210外
		一 守 / 1、	1.佢	計		1路線			50			50		

- 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画
- (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
 - ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

保	安	林	Ø	種	類	面	積		備	考
木	女	7/1	V)	作里	11年 大兵		惧	うち前半5年分	7/用	与
総	数	(実 面	積)		30, 442. 30	30, 442. 30		
水	源 涵	養の	ための	り保労	え 林		27, 678. 36	27, 678. 36		
災	害 防	備の	ための	り保労	え 林		2, 826. 53	2, 826. 53		
保例	建・風到	数の保存	字等のた	めの保	安林		1, 195. 38	1, 195. 38		

- (注) 1. 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養の ための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。
 - 2. 水源涵養のための保安林とは、水源かん養保安林。
 - 3. 災害防備のための保安林とは、土砂流出防備、干害防備の各保安林。
 - 4. 保健・風致の保存等のための保安林とは、保健保安林。
 - ② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

該当なし。

- ③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積 該当なし。
- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 該当なし。
- (3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森	林の)	f 在	治施	山 行 均	事業也区数					
市町村	区 (林 班	域)	ル	11 1	ラ うち前半 5 年 分	主	なこ	工種	備	考
静岡市	305~308, 321, 323,				15	15	渓山保本		工 工 工 工 道 整 伐		
川根本町	617、822、 867、936	824、829、	830、834、		8	8	渓山本	間 腹 数 調	工 工 整 伐		

単位 地区

森	林の	所	在	治山施行均	事 業 也 区 数						
市町村	区	域		<u> 71 − 1</u>	うち前半	主	な	工利	重	備	考
	(木	林 班)			5 年 分						
合 計				23	23						

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

	森林	 の 所 在			備考
種 類			面 積	施業方法	
	市町村	区 域 (林 班)			(重複制限林)
水かん	総数		27, 678. 36	別表3、4 のとおり	
	静岡市	317~334	1, 430. 01	, , C , O	史名天 0.04 県立特3 13.26
	[静岡市] [渡部落] [井川]	1~5 1 1~3			<u> </u>
	島田市	1201~1205、 1209~1226	834. 63		
	川根本町	601~770、775~946	25, 413. 72		干害防備 62.59 保健林 150.99
	[中川根町] [上長尾部落]	4~6、15~21 1、2			鳥獣特保 1,182.45 国立特 1 5.32
	[大井神社]	1, 2			県立特1 199.81 県立特2 349.91 県立特3 1,219.78
土砂流出	総数		2, 763. 94	別表3、4 のとおり	
	静岡市	301~316	2, 763. 94	1 0/2 to 9	保健林 1,044.39 県立特1 212.39
	[由比町]	2			県立特 3 431.85
干害防備	総数		62. 59	別表3、4 のとおり	
	川根本町	667、918	62. 59	1 W C A Y	水かん 62.59
保健林	総数		1, 195. 38	別表3、4 のとおり	
	静岡市	310~316	1, 044. 39	V) C 43 9	土砂流出 1,044.39 県立特1 171.13 県立特3 318.76
	川根本町	601、667、668、837、 838	150. 99		水かん 150.99 県立特1 41.21
国立特1	総数		5. 32	別表5のと おり	
	川根本町	775、776	5. 32	40 9	水かん 5.32
県立特1	総数		418. 98	別表5のと おり	
	静岡市	307、308、311~315	212. 39	40 <i>)</i>	土砂流出 212.39 保健林 171.13
	川根本町	601, 615~617, 621, 628, 667, 668, 837, 851, 854, 855, 857, 894	206. 59		水かん 199.81 保健林 41.21

種 類 -	森林	の 所 在	面積	施業方法	備考
	市町村	区 域(林 班)	<u>ш</u> (1)	旭未万亿	(重複制限林)
県立特2	総数		349. 91	別表5のと おり	
	川根本町	619,620,628~630, 632~634,769, 776~780,857~859, 879,881,882, 891~894	349. 91	43 7	水かん 349.91 鳥獣特保 36.26
県立特3	総数		1, 697. 65	別表5のと おり	
	静岡市	301~306, 313~316 1, 2	445. 11	40 9	水かん 13.26 土砂流出 431.85 保健林 318.76
_		1, 2			710.70
	川根本町	604~609,611~614, 669,670,672,673, 676~681,697~699, 746~762,768,779, 783~788,790,791, 801~803,807,808, 810,812~814, 817~822,824,825, 828~830,833,834, 836,851,862~866, 869~873,875,876, 878,879	1, 252. 54		水かん 1,219.78
	[中川根町]	15, 16, 18~20			
鳥獣特保	総数		1, 182. 45	別表6のと おり	
	川根本町	731~733,764~766, 769, 770, 777, 778	1, 182. 45	40.7	水かん 1,182.45 県立特 2 36.26
史 名 天	総数		0.04	別表6のと おり	
	静岡市		0.04	<i>4</i> 0 ソ	水かん 0.04
原生	総数	_	1, 114. 90	別表 6 のと おり	
	川根本町	770~777	1, 114. 90	40 7	

⁽注) 市町村欄の[]は、官行造林地である。

本表に用いた略称

略称	正 式 名 称	略 称 正 式 名 称
水かん	水源かん養保安林	国立特1 国立公園第1種特別地域
土砂流出	土砂流出防備保安林	県立特1 県立自然公園第1種特別地域
干害防備	干 害 防 備 保 安 林	県立特2 県立自然公園第2種特別地域
保健林	保 健 保 安 林	県立特3 県立自然公園第3種特別地域
鳥獣特保	鳥獣保護区特別保護地区	原生自然環境保全地域
史名天	史跡名勝天然記念物	

2 その他必要な事項 特になし。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

市	町	村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
総		数		31, 221. 97	施業方法に
静	岡	市	計	3, 971. 39	ついては、 Ⅱ-第3-4 -(1)-4の
			301 全 302 全 303 全 304 全 305 全 306 全 307 全 308 全 310 全 311 全 312 全 313 い1~ロ 314 全 315 い、ろ 316 全 317 全 318 全 319 全 320 全 321 全 322 全 323 全 324 全 325 全 326 全 327 全 328 全 329 全 330 い~ 331 い~ 332 会 333 い~ 333 全 334 全		-(1)-イのとおり
島	田	市	計	871. 00	
			1201 全 1202 全 1203 全 1204 全 1205 全 1210 全 1211 全 1212 全 1213 全 1214 全 1215 全		

市	町	村	森 林 の 所 在(林 小 班)		施業方法
島	田		1216 全 1217 全 1218 全 1219 全 1220 全 1221 全 1222 全 1223 全 1224 い~チ 1225 全 1226 全		施業方法については、 Ⅲ-第3-4 -(1)-イのとおり
Ш	根本	町	<u></u>	26, 379. 58	
			601		

市	町	村			森	林	0)	所	在	(林	小	班)	面	積	施業方法
ЛІ	根本	町	$\begin{array}{c} 644 \\ 645 \\ 646 \\ 647 \\ 648 \\ 649 \\ 650 \\ 651 \\ 652 \\ 653 \\ 655 \\ 656 \\ 657 \\ 658 \\ 659 \\ 660 \\ 661 \\ 662 \\ 663 \\ 664 \\ 665 \\ 666 \\ 667 \\ 668 \\ 669 \\ 670 \\ 671 \\ 672 \\ 673 \\ 674 \\ 675 \\ 676 \\ 677 \\ 678 \\ 680 \\ 681 \\ 682 \\ 683 \\ 684 \\ 689 \\ 690 \\ 691 \\ 692 \\ 693 \\ 695 \\ 697 \\ 696 \\ 697 \\ 697 \\ 697 \\ 697 \\ 698 \\ 697 \\ 698 \\ 699 \\ 697 \\$	全全全全全全全全全いい全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~												施つⅡ-(1)り

市	町	村			森	林	の	所	在	(林	小	班)	面	積	施業方法
JII	根	町	700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733	全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全	> U												施で、Ⅱ-1 と

市	町	村		Ī	森	林	の	所	在	(林	小	班)	面	積	施業方法
ווע	根本	町	756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805	全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全	- b a												施つⅡ-1)り

市	町	村			森	林	0	所	在	(林	小	班)	面	積	施業方法
JII	根		811 812 813 814 815 816 817 818 820 821 822 823 824 825 826 827 828 830 831 832 833 834 835 836 837 838 844 845 846 847 848 851 852 853 854 855 856 857 858 858 858 858 858 858 858 858 858	全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全	〜 イ		~ ヌ										施つⅡ-(おり) (1 - (と) (2 - () - () - () - () - () - () - ()

市	町	村			森	林	<i>(</i>)	所	在	(林	小	班)		面	積	施業方法
	根		867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 900 901 902 903 904 909 907 908 909 910 911 912 913 915	い全全全全全全全全全全全全全全全公に全いいないいいい	ー													施業の第3-4-(1)-第3-4-(おり

市	町	村		森	林	の	所	在	(林	小	班)	面	積	施業方法
Л	根本	町	924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 940 941 942 943 944 945	全全全全全全全全全全全全にい全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全、10000000000000000	、1こ2、	П,	ハ									施業の11-第3-4-(1)-イン

- 2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 - ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

市	町	村	森 林 の 所 在(林 小 班)	面積	施業方法
総		数		22, 501. 64	施業方法に
静	岡	市	計	3, 971. 39	ついては、 Ⅱ-第3-4 -(1)-イの
			301 全 302 全 303 全 304 全 305 全 306 全 307 全 308 全 309 全 310 全 311 全 312 か 314 全 315 か、 316 全 317 全 318 全 319 全 320 全 321 全 322 全 323 22 全 324 全 325 全 326 全 327 会 328 会 329 全 330 か 331 か 332 会 333 か 333 か 334 会 333 会 334 会		(おり)
島	田	市	計	106. 77	
			1201 い、は、り~ニ 1202 ろ~り、ハ 1203 ろ、は、ほ~と 1204 に 1213 ろ1、ろ3、ろ4、ほ、わ、よ 1216 ほ 1225 ロ 1226 い1、い3、い4、へ、と		

市 町 村 森 林 の 所 在 (林 小 班) 面 積 施業方法については、日 601 に、ほ 603 全 604 全 605 全 606 全 607 全 608 金 609 ろ~へ 610 へ、イ 611 い、に~イ 612 へ、と 613 に~へ 614 はつほ 615 ろ 616 い、と~り 617 い、ろ、に~口 618 ろ~イ 619 ろ~よ 620 は~り 621 い、は、に 622 ろ1、ろ2 623 と、ち、わ、イ、ロ 624 全 626 全 627 全 628 い~は、ほ~か 629 全 630 全 631 全 633 全 634 全 635 全 636 金 637 全 639 全
601 に、ほ
635 全 636 全 637 全 638 全 639 全 640 全 641 全 645 全 645 全 646 全 647 全 648 全 649 全 650 全 651 全 654 ほ 656 全 659 全 662 全 663 全 667 き

市	町	村			森	林	0)	所	在	(林	小	班)	面	積	施業方法
ЛI	根本	町	669 674 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 727 728 729 730 731 732 733 734 733 734 733 734 735 736 737 737 737 737 737 737 737 737 737	全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全	~ イ ~ ロ												施で、Ⅱ-1 と

市	町	村		元	<u></u> 大	林	の	所	在	(林	小	班)	面	積	施業方法
Л	根	■ J.	736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 775 776	全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全	はに												施つ Ⅱ - () の

市	町	村			森	林	Ø	所	在	(林	小	班)		面	積	施業方法
Л	根本	町	803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 821 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 836 837 848 850 851 851 851 851 851 851 851 851	全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全	はわ ろ、 ちぬか、	イロルロルよ	~ イ ハ た											施つⅡ-119 (13) (14) (14) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15

市	町	村			森	林	<i>(</i>)	所	在	(林	小	班)		面	積	施業方法
JI 2	根本	町	873 875 876 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 899 890 891 892 893 894 899 902 903 904	にろ全全全全に、全全全全全全全全全ではへはいにはほいいろいいにいいい	イりほ は ハー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〜 〜 〜 、 t2〜 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	イ は 、 は 、	まほ、	へ、、~か	ち								施つⅡ-83-4 (と) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 該当なし。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

市	町	村	森 林 の 所 在(林 小 班)	面積	施業方法
総		数		8, 045. 28	施業方法に
静	岡	市	計	325. 52	ついては、 II-第3-4
			301 ろ、は 302 ろ 303 は 304 い、ろ、に、ほ 305 ろ 306 ち、り 307 へ~ち、ぬ、る 308 ち、り 311 は、に 312 ろ、は、ロ 313 い1~と 314 ろ 315 ろ 332 に2		-(1)-イの とおり
島	田	市	計	25. 86	
			1202 ほ、へ、イ 1203 に 1211 い 1212 に 1216 ほ 1218 ち1、り、ぬ 1222 ほ 1223 い、ぬ、か		
Ш	根本	町	計	7, 693. 90	
			601 全 602 全 604 ち 605 ぬ 606 ろほ、ち 608 ち、り 609 ほ、へ 611 へ、とほ 612 へには 614 は 615 ろ 616 い 617 ろ、は 618 い、た 619 い、ち 620 い、ち 621 い 622 い 628 は、 629 へ		

													1	+1111.	凹惧 IIIa
市町	村		森	林	0	所	在	(林	小	班)	面	積	施業方法
市町川根本		2全全全いろろははへいいいはへといちへにほいいいいへるいいいろろろろ全全とちる777778779780781782783784785788789795796808810815816826827838831832833834837838851855858862863864	~、、 、、、、、、、~ ~ 、~~ 、~~ 、~~ らぬか	、	ハロイ		在	(林	小	班		面		
		865 と 866 ぬ 869 ほ 871 ほ 872 ほ	~、、 ~と	、よ、											
		873 875 876 878 879 880 881 882 883 884 885	、、、、イクは	~ t ,	. h										

市	町	村			森	林	の	所	在	(林	小	班)	面	積	施業方法
ЛІ	根 本	田丁	886 887 888 889 890 891 892 893 894 921 922	全全全全全全全全にほほ													施業方法に ついては、 Ⅱ-第3-4 -(1)-イの とおり

3 1及び2のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域と施業の方法

該当なし。

別表 2 鳥獣害防止森林区域

	区	分		対象鳥獣の種類	森林の区域(林班)	面積
	総	数				10, 449. 99
	静	岡	市	ニホンジカ	301~334	4, 196. 36
市町村別	[静 [渡 [井	岡 市 部 落 川			1~5 1 1~3	
内内訳	島	田	市	ニホンジカ	1201~1205、1209~1226	871.00
司代	川 根	と 本	町	ニホンジカ	601~620、623、663~672、677、678、 820~834、895~946	5, 382. 63

(注) 市町村欄の[]は、官行造林地である。

別表3 指定施業要件を定める場合の基準

事 項	基準
1 伐採の方法	(1) 主伐に係るもの イ 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的 とする保安林にあっては、原則として、伐採種の指定をしない。 ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若 しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所 若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあって は、原則として、択伐による。 ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の 目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあっては、原則として、 伐採を禁止する。 ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、 原則として、標準伐期齢以上のものとする。 (2) 間伐に係るもの イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあっては、伐採をすること ができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算 出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。
2 伐採の限度	(1)主伐に係るもの イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり

事	項	基準
		帯状に残存することとなるようにするものとする。 二 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 (2)間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。
3 植	栽	 (1) 方法に係るもの 満1年生以上の苗を、おおむね、1へクタール当たり伐採跡地につき 適確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本 数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 (2) 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2 年以内に植栽するものとする。 (3) 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することがで きる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するもの とする。

(注)「3」の事項は、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表4 指定施業要件における伐採の方法

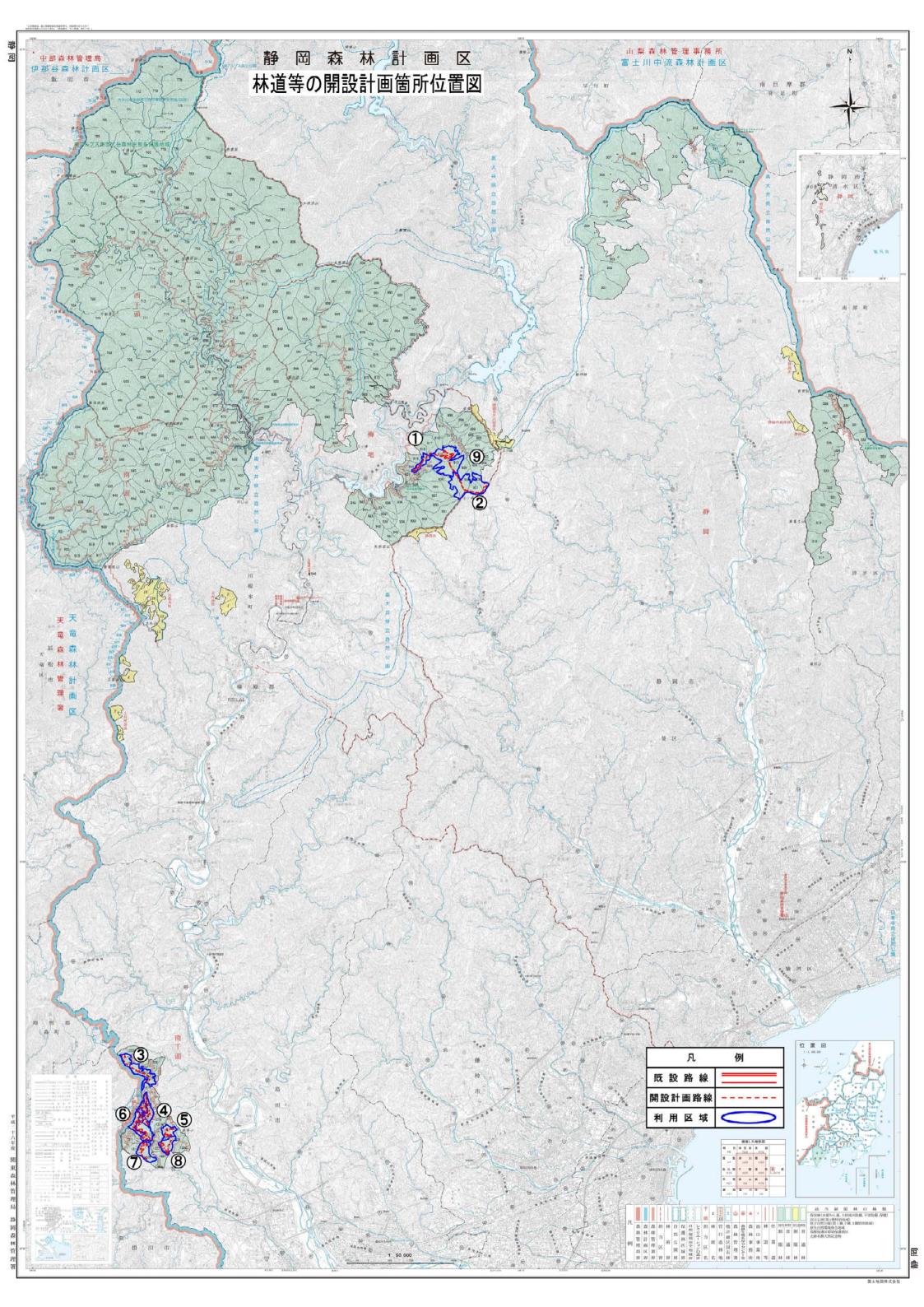
保安林の種類	伐 採 の 方 法
水源かん養保安林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、 保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれ があると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になる おそれがあると認められる森林にあっては、択伐(その程度が特に著 しいと認められるものにあっては、禁伐)。2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐 採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっ ては、禁伐。 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 その他の森林にあっては、択伐。
干害防備保安林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐(その程度が特に著しいと認められるものにあっては、禁伐)。2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
保健保安林	 1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあっては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては、択伐。

別表 5 自然公園区域内における森林の施業

特別地域の区分	施業の方法
第1種特別地域	1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は、次の規定により行う。 (1)伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2)択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第2種特別地域	1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く。)は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、自然環境局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。 7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 (1)一伐区の面積は2~クタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
第3種特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別表6 鳥獣保護区等の森林の施業

区 分	施業の方法
鳥 獣 保 護 区特 別 保 護 地 区	「鳥獣保護区内の森林施業について」(昭和39年1月17日付け38林野計第1043号)による。
史跡名勝天然記念物(特別史跡名勝天然記念物含む)	「文化財保護法」(昭和25年法律214号)及び同施行令(昭和50年政令 第267号) 各都県指定のものについては、文化財保護条例及び同施行規則
原生自然環境保全地域	自然環境保全法(昭和47年法律第85号)、及び同施行規則(昭和48年 総理府令第62号)による。



附属参考資料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積:ha 比率:%

						森	林 面	積		本牡业率
区		分		区域面積	総数	国有林(林野庁)	国有林	民有林	森林比率 ② / ① ×100
				1	① ②		計画対象外	(林野庁外)		× 100
総	総		数	262, 120	187, 419	31, 812	25	3	155, 580	72
市	静	畄	市	141, 183	107, 219	4, 233	11	2	102, 973	76
町町	焼	津	市	7, 031	387		_	_	387	6
村	藤	枝	市	19, 406	9, 223		_	_	9, 223	48
別	島	田	市	31, 570	20, 846	871	1	1	19, 973	66
内内	牧	之 原	市	11, 169	3, 242	l			3, 242	29
	抬	田	町	2, 073	23		_	_	23	1
訳	川	根本	町	49, 688	46, 479	26, 707	13	_	19, 758	94

- (注) 1. 区域面積は、「令和元年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)」による。
 - 2. 国有林(林野庁外)面積は、「平成25年農林業センサス(農林水産省)」による。
 - 3. 民有林面積は、「地域森林計画(静岡県)」による。
 - 4. 森林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積。

(2) 地 況

ア気候

	観測	11 H	ı	気	温(℃	C)	年 間 降水量	最 高降雪量	主風の方向	備	考
観測地		1	最高 最低 年平均		所 (mm)	(cm)	土魚の刀門	7/用	7		
静			岡	36. 9	-3.0	17. 2	2, 434		北東		
Ш	根	本	町	37. 5	-7.8	14. 2	3, 259	l	南西		
井			Щ	34. 2	-10. 2	11.8	3, 336	_	西北西		

- (注) 1.「気象庁気象統計情報」(2014年~2018年)の平均値による。
 - 2. 主風の方向は、最多風向による。
 - 3.「一」は、観測データなし。

イ 地 勢

本文「I 計画の大綱」の項に記載のとおり。

ウ 地質、土壌等

本文「I 計画の大綱」の項に記載のとおり。

(3) 土地利用の現況

単位 面積:ha

	₹	,	分	区域面積	森林	農	;	地	その)他	
Į.	<u> </u>	2	ני		林小	総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地	
着	総	数		262, 120	187, 419	25, 936	5, 678	20, 257	48, 602	9, 096	
市	静	岡	市	141, 183	107, 219	10,847	1, 161	9, 686	23, 118	4, 379	
町	焼	津	市 7,0		387	1,776	1, 305	471	4, 868	1, 323	
村村	藤	枝	市 19,4		9, 223	4, 185	1, 240	2, 945	5, 992	1, 287	
別	島	計 田 市		31, 570	20, 846	3, 695	846	2, 848	6, 996	997	
内内	牧	之 原	市	11, 169	3, 242	4, 254	813	3, 441	3, 662	644	
	吉	田町		2, 073	23	439	300	139	1,608	332	
訳	Л	根本	町	49, 688	46, 479	740	13	727	2, 358	134	

(注)農地及びその他の数値は、「平成30年版静岡県の土地利用(静岡県交通基盤部)」による。

(4) 産業別生産額

単位 金額:百万円

5	√	分		% 	第 1		1	1 次		産	業	第	2	次	第	3	次
L	<u> </u>			総生産額	総	額	農	業	林	業	水産業	第 2 産		次業	産		次業
総		数		5, 212, 071	41,642		25, 870		3, 251		12, 523	1, 852, 411		3, 3	18,	019	
市	静	岡市		3, 208, 331	12,	367	9, 127		1, 450		1, 791	851, 006		2, 3	44,	958	
町町	焼	津市		570, 729	12,	395	2,	048	94		10, 253	254, 878		303, 456		456	
村	藤	枝	市	517, 235	4, 2	247	3,	508		739	0	2	22,	533	2	90,	456
別	島	田市		360, 448	4,	640	4, 346			294	0	1	47,	147	2	08,	661
内内	牧	之 原	市	377, 768	5,	930	5,	527		106	298	2	70,	737	1	01,	101
	吉	田町		148, 977	,	790	609		0		181		98,	785		49,	402
訳	Ш	根本	町	28, 583	1, 2	273		705		568	0		7,	325		19,	985

(注)数値は、「平成27年度しずおかけんの地域経済計算」による。

(5) 産業別就業者数

単位 人数:人

-	<u> </u>	,	分	就業者総数	第	1	Y	¢	産		業	第	2 次	第	3	次
	<u> </u>		7J	<u>机未</u> 有	計	農	業	林	業	漁	業	第産	業	産		次業
糸	総	Ž	数	591, 394	21, 498	19,	615		487	1,	396	17	4, 484	3	75,	559
市	静	岡	市	350, 852	9, 054	8,	259		288		507	8	8, 388	2	38,	357
町	焼	津	市	71, 138	2,063	1,	596		3		464	2	5, 386		41,	766
村	藤	枝	市	72, 854	2, 583	2,	476		37		70	2	3, 419		45,	096
別	島	田	市	51, 219	3, 338	3,	230		89		19	1	8, 589		28,	705
内内	牧	之 原	市	25, 691	3, 366	3,	202		6		158	1	0, 076		12,	050
訳	吉	田	町	15, 932	581		402		2		177		7, 412		7,	607
八百	Ш	根本	町	3, 708	513		450		62		1		1, 214		1,	978

- (注) 1.「平成27年国勢調査職業等基本集計(総務省統計局)」による。
 - 2. 分類不能の産業があることから総数と内訳は必ずしも一致しない。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

	(1	/ pap-199	(7月)秫件頁	10/12									単位 面積	: ha 材積	: 立木は=	千㎡ 立竹は千東	マ 成長量	:: 千㎡
		区分		, Î	総数			L齢級			2 齢級			3齢級			l 齢級	
		区分		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
		総数		31, 811. 51	6, 475		8. 85			8. 18			4. 30			30. 96		
		総	総数	29, 798. 53	6, 475	43	8. 85			8. 18			4. 30			30. 96	1	
		数	針	16, 461. 39	4, 484	38	8. 85			8. 09			4. 30			9. 74		
		5X	広	13, 337. 14	1, 991	5				0.09						21. 22	1	
		総	総数	7, 792. 50	2, 141	37	8. 85			8. 18			4. 30			10. 09		
		数	針	6, 355. 95	1, 934	35	8. 85			8. 09			4. 30			9. 74		
		3 5X	広	1, 436. 55	207	2				0.09						0. 35		
		育 単	総数	6, 713. 12	1,881	33	8. 85			8. 18			4. 30			10. 09		
,	人	層	針	5, 746. 78	1, 745	32	8. 85			8. 09			4. 30			9. 74		
		成 林	広	966. 34	136	1				0.09						0. 35		
7	林			(8. 82)														
		育 複																
بـ		層	総数	1, 079. 38	259	4												
立		成 林	針	609. 17	189	3												
木			広	470. 21	71	1												
地一		総	総数	22, 006. 03	4, 334	6										20. 87	1	
		数	針	10, 105. 44	2, 550	3												
		3 5X	広	11, 900. 59	1, 784	3										20. 87	1	
		育 単	総数															
l I,	ᇁᅵ	層	針															
	天 然	成 林	広															
	林	育 複	総数	1, 696, 29	300	3										5. 86		
	77	層	針	500. 78	139	2												
		成 林	広	1, 195. 51	161	1										5. 86		
	ľ	天 林	総数	20, 309. 74	4, 034	3										15. 01	1	
		然	針	9, 604. 66	2, 411	1												
		生	広	10, 705. 08	1, 623	2										15. 01	1	
	竹林																	
	無	E 立木地	łı .	2, 012. 98									_					

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 - 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 - 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

		5	静級		6	齢級		7	'齢級		8	齢級		ç) 齢級	
区分		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数		109. 29	7	1	190. 59	15		229. 15	29	1	465. 86	64	2	696. 42	124	
総	総数	109. 29	7	1	190. 59	15	1	229. 15	29	1	465. 86	64	2	696. 42	124	
数	針	78. 06	6		78. 10	9	1	116.87	22	1	224. 98	46	2	427. 02	99	
奴	広	31. 23	1		112. 49	6		112. 28	7		240. 88	18		269. 40	24	
総	総数	80. 83	6	1	82. 40	9	1	115. 32	22	1	201. 81	41	2	419. 21	91	
数	針	77. 99	6		77. 63	9	1	112. 07	21	1	192. 14	40	2	371. 37	86	
奴	広	2. 84			4. 77	1		3. 25			9. 67	1		47. 84	4	
育 単	総数	71. 75	5		80. 90	9	1	115. 32	22	1	195. 46	40	2	385. 71	84	
人	針	69. 41	5		77. 63	9	1	112. 07	21	1	188. 85	40	2	353. 25	81	
工成林	広	2. 34			3. 27			3. 25			6. 61	1		32. 46	3	
林育複層成林	総数 針 広 総数 針	9. 08 8. 58 0. 50 28. 46 0. 07	1 1		1. 50 1. 50 108. 19 0. 47	1 6		113. 83 4. 80	7		6. 35 3. 29 3. 06 264. 05 32. 84	23 6	1	33. 50 18. 12 15. 38 277. 21 55. 65	6 5 1 33 13	
育成育成天然林	針 広 総数 針 広	28. 39 15. 39 0. 07 15. 32 13. 07	1 1 1		97. 34 0. 47 96. 87 10. 85	5 1		80. 67 2. 91 77. 76 33. 16 1. 89 31. 27	5 5 2		231. 21 174. 87 30. 79 144. 08 89. 18 2. 05 87. 13	17 16 6 11 7		221. 56 121. 77 36. 44 85. 33 155. 44 19. 21 136. 23	18 8 9 15 4	

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 - 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 - 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

															: 立木は=	千m ³ 立竹は千頭	反 成長量	: 千㎡
		区分			0 齢級		1	1齢級		1	2齢級		1	3齢級		1	4齢級	
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
		総数		1, 884. 72	396	9	_	466		1, 711. 71	506		968. 59	292		1, 174. 33		3
		総	総数	1, 884. 72	396	9	.,	466	_	1, 711. 71	506	_	968. 59	292		1, 17 1. 00	296	3
		数	針	1, 282. 16	332	8	1, 417. 46	400	8	1, 381. 67	463	7	670. 60	244	3	002.11	207	2
		奴	広	602. 56	64	1	577. 97	66	1	330.04	43		297. 99	48		621. 92	89	1
		総	総数	1, 436. 79	339	8	1, 588. 36	416	8	1, 526. 06	475		874. 30	270		603. 28	211	2
		数	針	1, 182. 48	309	8	1, 297. 45	378	7	1, 326. 93	448		646. 46	235	3	476. 33	189	2
		奴	広	254. 31	30		290. 91	38	1	199. 13	28		227. 84	35		126. 95	22	
		育単	総数	1, 190. 78	292	7	1, 412. 04	376	7	1, 395. 97	443	7	738. 24	235	3	508. 26	182	2
	人	層	針	1, 041. 30	274	7	1, 198. 56	349	6	1, 245. 02			571. 48	210	3	417. 64	166	2
	工	成 林	広	149. 48	19		213. 48	27		150. 95	22		166. 76	25		90. 62	16	
	林	育 複																
		月陽	総数	246. 01	46	1	176. 32	40	1	130.09	32		136, 06	36		95. 02	29	
立		成林	針	141. 18	35	1	98. 89	29	1	81. 91	26		74. 98	25		58. 69	24	
木			広	104. 83	12	'	77. 43	11	'	48. 18	6		61. 08	10		36. 33	6	
地			総数	447. 93	57	1	407. 07	50	1	185. 65			94. 29	21		571. 05	85	1
		総	針	99. 68	23	1	120. 01	22		54. 74	15		24. 14	9		76. 08	17	
		数	広	348. 25	34	1	287. 06	28		130. 91	15		70. 15	13		494. 97	67	
		育 単	総数	0 10. 20	<u> </u>		207.00			100.01	10		70.10	10		10 1. 07	Ů,	
		層	針															
	天	成林	広															
	然	育 複	総数	173. 45	29	1	143. 45	27	1	139. 35	26		67. 36	17		80. 17	16	
	林	層	針	70. 22	17	'	77. 81	17		51.04	15		22. 66	8		25. 88	7	
		成林	広	103. 23	12		65. 64	10		88. 31	12		44. 70	10		54. 29	9	
		天林	総数	274. 48	28	1	263. 62	23		46. 30	4		26. 93	4		490. 88	69	1
		然	針	29. 46	6	'	42. 20	5		3. 70			1. 48	1		50. 20	11	
		生	広	245. 02	22		221. 42	18		42. 60	3		25. 45	3		440. 68	58	1
		竹林	/	210.02	22		221. 72	10		12.00	U		20. 40			110.00	50	<u> </u>
	4	無立木地	t,															

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 - 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 - 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

													単位 面積:	ha 材積:	立木は1	Fm [®] 立竹は千東	マ 成長量	: 千㎡
		区分			5 齢級			6 齢級			7齢級			8齢級		1	9齢級	
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積		成長量	面積	材積	成長量
		総数		192. 60	58		689. 21	137	1	1, 022. 30	193	1	205. 52			344. 70	58	
	4	総	総数	192. 60	58		689. 21	137	1	1, 022. 30	193	1	205. 52	41		344. 70	58	
		数	針	102. 13	38		230. 98	79	1	306. 89	98	1	67. 98	22		91. 88	24	
	-	**	広	90. 47	20		458. 23	58		715. 41	96		137. 54	19		252. 82	34	
		総	総数	63. 08	25		257. 16	73		219. 23	72		80. 97	25		53. 63	17	
		数	針	42. 05	19		159. 63	58		159. 90	63		53. 51	19		38. 71	14	
	L		広	21. 03	5		97. 53	16		59. 33	10		27. 46	6		14. 92	3	
		育 単	総数	42. 36	17		186. 72	56		169. 45	60		49. 31	16		42. 44	14	
-	人	層	針	29. 83	14		125. 29	47		133. 75	55		41. 58	15		33. 67	12	
-		成林	広	12. 53	3		61. 43	10		35. 70	5		7. 73	1		8. 77	2	
7	林																	
		育 複																
立		層	総数	20. 72	8		70. 44	17		49. 78	12		31. 66	9		11. 19	3	
木		成林	針	12. 22	5		34. 34	11		26. 15	8		11. 93	4		5. 04	2	
地			広	8. 50	2		36. 10	6		23. 63	4		19. 73	5		6. 15	1	
地		総	総数	129. 52	33		432. 05	64		803. 07	121		124. 55	16		291. 07	41	
		数	針	60. 08	18		71. 35	21		146. 99	35		14. 47	3		53. 17	10	
		90	広	69. 44	15		360. 70	43		656. 08	86		110. 08	13		237. 90	31	
		育 単	総数															
1 1.	天	層	針															
	然 -	成林	広															
	然 ★	育 複	総数	66. 85	18		164. 86	37		142. 48	31		2. 96	1		14. 61	3	
$\mathbf{I} = \mathbf{I}'$	71	層	針	31. 58	10		51. 25	17		37. 53	13		0. 81			4. 11	1	
		成 林	広	35. 27	8		113. 61	19		104. 95	18		2. 15			10. 50	2	
	Ī	天 林	総数	62. 67	15		267. 19	27		660. 59	90		121. 59	16		276. 46	38	
		然	針	28. 50	8		20. 10	3		109. 46	22		13. 66	3		49. 06	9	
		生	広	34. 17	7		247. 09	24		551. 13	68		107. 93	13		227. 40	29	
		竹林		_														
	無	立木地	1															

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 - 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 - 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積	:ha 材積:立木は ⁻	十m [®] 立竹は干頭	₹ 成長量:十m [®]
2	0 齢級	2 1	齢級以上

_						: na // / / / / / / / /	. 11/1/13		人	. 111
		区	分			0 齢級			齢級以上	
					面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
		総	数		2, 347. 09	432		15, 518. 73	3, 361	
		総		総数	2, 347. 09	432		15, 518. 73	3, 361	
		松数		針	769. 02	181		8, 632. 20	2, 214	
		双		広	1, 578. 07	251		6, 886. 53	1, 147	
		糸	22	総数	122. 50	31		36. 15	17	
		形数		針	82. 94	24		27. 38	15	
		女	X	広	39. 56	7		8. 77	2	
		育	単	総数	72. 84	19		24. 15	10	
	人		層	針	56. 26	16		20. 21	10	
	工	成	林	広	16. 58	3		3. 94	1	
	林							(8. 82)		
		育	複					, ,		
١. ا			層	総数	49. 66	13		12.00	7	
立.		成	林	針	26. 68	8		7. 17	5	
木				広	22. 98	4		4. 83	1	
地		4	۸\		2, 224. 59	401		15, 482. 58	3, 344	
					686. 08	157		8, 604. 82	2, 199	
	総 数 針 広			1, 538. 51	243		6, 877. 76	1. 145		
		育	単	総数	.,			.,	.,	
		13	層	針						
	天	成	林	広						
	然	育	複	総数	123. 02	31		81. 83	20	
	林	Ħ	層	針	31. 61	12		25. 60	8	
		成	林	広	91. 41	20		56. 23	12	
		天	林	総数	2, 101. 57	369		15, 400. 75	3, 324	
		然	AL.	針	654. 47	146		8, 579. 22	2. 191	
	生生広				1, 447, 10	223		6, 821. 53	1, 133	
H	<u> </u>				1, 44 1. 10	223		U, OZ 1. JJ	1, 133	
	Æ			1						
	共	無立木地								

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 - 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 - 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2)制限林普通林別森林資源表

単位 面積:ha 材積:m3 成長量:m3/年

							立木地							無立才		ia 19171 in 19	, ,
X	分			人工林			天然			竹林	計	化拉斯州	未立木地	改植	林地以外の	計	計
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	77.41	рΙ	以沐奶地	水	予定地	土 地	PΙ	
		針	5, 716. 05	609. 17	6, 325. 22		500. 78	9, 604. 66	10, 105. 44		16, 430. 66						
	面積	広	965. 19	470. 21	1, 435. 40		1, 195. 51	10, 704. 69	11, 900. 20		13, 335. 60						
		計	6, 681. 24	1, 079. 38	7, 760. 62		1, 696. 29	20, 309. 35	22, 005. 64		29, 766. 26	21. 71			1, 808. 77	1, 830. 48	31, 596. 74
		針	1, 736, 175	188, 943	1, 925, 118		139, 003	2, 410, 895	2, 549, 898		4, 475, 016				95	95	4, 475, 111
制限林	材積	広	136, 110		206, 621		161, 143	1, 623, 049	1, 784, 192		1, 990, 813				230		1, 991, 043
		計	1, 872, 285	259, 454	2, 131, 739		300, 146	4, 033, 944	4, 334, 090		6, 465, 829				325	325	6, 466, 154
		針	31, 639. 6	2, 995. 9	34, 635. 5		2, 077. 1	960.8	3, 037. 9		37, 673. 4						37, 673. 4
	成長量		1, 346. 5	587. 5	1, 934. 0		1, 368. 1	1, 651. 5	3, 019. 6		4, 953. 6						4, 953. 6
		計	32, 986. 1	3, 583. 4	36, 569. 5		3, 445. 2	2, 612. 3	6, 057. 5		42, 627. 0						42, 627. 0
		針	30. 73		30. 73						30. 73						
	面積	広	1. 15		1. 15			0. 39	0. 39		1. 54						
		計	31.88		31.88			0. 39	0. 39		32. 27				182. 50	182. 50	214. 77
		針	8, 630		8, 630						8, 630						8, 630
普通林	材積	広	317		317			12	12		329						329
		計	8, 947		8, 947			12	12		8, 959						8, 959
		針	137. 3		137. 3						137. 3						137. 3
	成長量		3. 2		3. 2						3. 2						3. 2
		計	140. 5		140. 5						140. 5						140. 5
		針	5, 746. 78	609. 17	6, 355. 95		500. 78	9, 604. 66	10, 105. 44		16, 461. 39						
	面積	広	966. 34	470. 21	1, 436. 55		1, 195. 51	10, 705. 08	11, 900. 59		13, 337. 14						
		計	6, 713. 12	1, 079. 38	7, 792. 50		1, 696. 29	20, 309. 74	22, 006. 03		29, 798. 53	21. 71			1, 991. 27	2, 012. 98	31, 811. 51
		針	1, 744, 805	188, 943	1, 933, 748		139, 003	2, 410, 895	2, 549, 898		4, 483, 646				95	95	4, 483, 741
計	材積	広	136, 427	70, 511	206, 938		161, 143	1, 623, 061	1, 784, 204		1, 991, 142				230		1, 991, 372
		計	1, 881, 232	259, 454	2, 140, 686		300, 146	4, 033, 956	4, 334, 102		6, 474, 788				325	325	6, 475, 113
		針	31, 776. 9	2, 995. 9	34, 772. 8		2, 077. 1	960. 8	3, 037. 9		37, 810. 7						37, 810. 7
	成長量		1, 349. 7	587. 5	1, 937. 2		1, 368. 1	1, 651. 5	3, 019. 6		4, 956. 8						4, 956. 8
		計	33, 126. 6	3, 583. 4	36, 710. 0		3, 445. 2	2, 612. 3	6, 057. 5		42, 767. 5						42, 767. 5

⁽注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

^{2.} 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

単位 面積: ha 材積: m3 成長量: m3/年 立木地 無立木地等 市町村 区分 人工林 天然林 計 改植 林地以外の 竹林 計 伐採跡地 未立木地 計 天然生林 育成単層林 育成複層林 育成単層林 育成複層林 予定地 628, 26 54, 33 682, 59 30 45 467, 75 498, 20 1, 180, 79 面積 75.39 41.46 116, 85 40.65 2, 609, 58 2, 650, 23 2, 767, 08 計 703.65 95. 79 799.44 71.10 3, 077. 33 3, 148, 43 3, 947. 87 285. 42 285. 42 4, 233, 29 針 192, 305 18, 937 211, 242 6, 322 287, 487 287, 567 69, 923 76, 245 静岡市 材積 広 10, 884 7. 241 18, 125 7. 355 272, 611 279, 966 298, 091 230 230 298, 321 310 計 203, 189 26, 178 229, 367 13, 677 342, 534 356, 211 585, 578 310 585, 888 3, 344. 6 211.0 3, 555. 6 149.4 3, 785. 9 3, 785. 9 80. 9 230.3 成長量 広 70.3 55. 2 125.5 39. 3 548. 6 587. 9 713. 4 713.4 3, 414, 9 266. 2 3, 681, 1 120. 2 698.0 818. 2 4, 499, 3 4, 499, 3 針 633, 45 7.57 641.02 5.65 5.04 10.69 651.71 面積 広 47. 48 6.71 54. 19 18.73 54.86 109.05 36.13 680.93 695. 21 88. 53 110. 24 計 14. 28 24. 38 41. 17 65.55 760.76 21. 71 871.00 針 191, 611 2.893 194, 504 1. 751 1. 284 3. 035 197, 539 15 197, 554 広 島田市 材積 11, 869 1.287 13, 156 3,666 4.454 8. 120 21, 276 21, 276 203, 480 4. 180 207, 660 5.417 5.738 218. 830 11. 155 218, 815 針 4, 815, 3 34. 3 4, 849, 6 4, 866, 3 4, 866, 3 15.1 1.6 16.7 成長量 広 71.8 3. 1 74 9 3. 6 13.8 17. 4 92. 3 92 3 計 4, 887, 1 37. 4 4, 924, 5 18.7 15.4 34. 1 4, 958, 6 4, 958, 6 4, 485, 07 547. 27 5, 032, 34 464, 68 9. 131. 87 9, 596, 55 14, 628, 89 針 面積 広 843. 47 422, 04 1, 265, 51 1, 136, 13 8, 059, 37 9, 195, 50 10, 461, 01 計 5. 328. 54 969, 31 6, 297, 85 1, 600, 81 17, 191, 24 18, 792, 05 25, 089, 90 1, 617, 32 1, 617, 32 26, 707, 22 針 1, 360, 889 167, 113 1, 528, 002 130.930 2, 339, 688 2.470.618 3, 998, 620 3.998.620 川根本町 材積 広 113, 674 61, 983 175, 657 150, 122 1, 345, 996 1.496.118 1, 671, 775 1. 671. 775 1, 474, 563 5, 670, 395 229, 096 1, 703, 659 281, 052 3, 685, 684 3, 966, 736 5, 670, 395 23, 617, 0 2, 750, 6 26, 367, 6 1, 981, 1 2, 790, 9 29, 158, 5 29, 158, 5 針 809.8 成長量 広 1, 207. 6 529. 2 1, 736. 8 1, 325. 2 1.089.1 2.414.3 4, 151, 1 4, 151, 1 24, 824, 6 3, 279. 8 28. 104. 4 3, 306, 3 1.898.9 5, 205. 2 33, 309, 6 33, 309. 6 計 6, 355, 95 針 5, 746, 78 609. 17 500, 78 9, 604, 66 10, 105, 44 16, 461, 39 面積 広 966, 34 470, 21 1, 436, 55 1, 195, 51 10, 705, 08 11, 900, 59 13, 337, 14 6.713.12 1, 079, 38 7, 792. 50 1.696.29 20, 309, 74 22, 006. 03 29, 798, 53 21. 71 1, 991. 27 2, 012. 98 31, 811, 51 針 1, 744, 805 188, 943 1, 933, 748 139, 003 2, 410, 895 2, 549, 898 4, 483, 646 4, 483, 741 95 森林計画計 材積 広 136, 427 70, 511 206, 938 161, 143 1, 623, 061 1. 784. 204 1, 991, 142 230 230 1, 991, 372 計 1, 881, 232 259, 454 2, 140, 686 300, 146 4, 033, 956 4, 334, 102 6, 474, 788 325 325 6, 475, 113 針 31, 776, 9 2, 995. 9 34, 772, 8 2.077.1 960. 8 3.037.9 37. 810. 7 37, 810, 7 成長量 広 1. 349. 7 587. 5 1. 937. 2 1. 368. 1, 651, 5 3.019.6 4, 956. 8 4, 956, 8 33, 126, 6 3, 583, 4 36, 710, 0 3, 445. 2, 612, 3 6, 057, 5 42, 767, 5 42, 767, 5

⁽注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

^{2.} 複層林は下層木のみを対象とする。

(4)制限林の種類別面積

	区分				可时村			
		静岡市		島田市	川根		合計	
	水源かん養保安林		1, 430. 01	834. 6	3	25, 413. 72		27, 678. 36
	土砂流出防備保安林		2, 763. 94					2, 763. 94
	土砂崩壊防備保安林							
	飛砂防備保安林							
	防風保安林							
保	水害防備保安林							
	潮害防備保安林							
	干害防備保安林				(62. 59)		(62. 59)	
	防雪保安林				i i		· í	
安	防霧保安林							
	なだれ防止保安林							
	落石防止保安林							
林	防火保安林							
AL.	魚つき保安林	 		<u> </u>	+			
	航行目標保安林							
		(1.044.00)			(150,00)		(1 105 00)	
	保健保安林	(1, 044. 39)			(150. 99)	-	(1, 195. 38)	
	風致保安林							
	計	(1, 044. 39)	4, 193. 95	834. 6	(213. 58)	25, 413. 72	(1, 257. 97)	30, 442. 30
保安族	直 設地区							
砂防措								
	特別保護地区							
玉	第一種特別地域				(5. 32)		(5. 32)	
7/	第二種特別地域							
公	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
	計				(5. 32)		(5. 32)	
	特別保護地区				(==-/		(3.32)	
玉	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域				1			
[SE]	計	1				+		
4777		(212. 39)		-	(199. 81)	6. 78	(412. 20)	6. 7
自都道	另一性特別地域	(212. 39)				0. /8		0. /
从坦		(445 44)			(349. 91)	00.70	(349. 91)	00.7
公門	- 第二性付別地域	(445. 11)			(1, 219. 78)	32. 76	(1, 664. 89)	32. 7
園立	地種区分未定地域	()			(/ === ==)		/	
1/.	計	(657. 50)			(1, 769. 50)	39. 54	(2, 427. 00)	39. 5
	然環境保全地域					1, 114. 90		1, 114. 9
	環境保全地域特別地区				1			
	f県自然環境保全地域特別地区							
	R護区特別保護地区				(1, 182. 45)		(1, 182. 45)	
	民全地区							
風致地	拉区							
特別日	} 樹林							
	G勝天然記念物	(0.04)					(0. 04)	
種の傷	保存法による管理地区	\	İ				, - : - : //	
その他			İ					
合計	-	(1, 701, 93)	4. 193. 95	834. 6	(3, 170, 85)	26, 568, 16	(4, 872, 78)	31, 596. 7

⁽注) ()は、他の制限林と重複する面積で外書。

(5) 樹種別材積表

単位 材積:千㎡

林種	樹種	総数	針葉樹計	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミ類
総	数	6, 475	4, 484	569	1,058	5	374	453
人	工 林	2, 141	1, 934	547	941	4	341	85
天 匆	然 林	4, 334	2, 550	22	117	1	34	368

林和	樹種	ツガ類	その他	広葉樹計	ブナ	カエデ	その他広葉樹
総	数	1, 568	454	1, 991	237	1	1, 753
人	工 林	3	12	207	_	_	207
天	然 林	1, 565	441	1, 784	237	1	1, 546

(6) 荒廃地等の面積

単位 面積:ha

種			類	荒	廃	地	荒廃危険地
糸	総	数	Ź		1	, 488	
市	静	岡	市			129	_
町	島	田	市			1	
村別内訳	Л	根本	町		1	, 358	_

(7) 森林の被害

単位 面積:ha

種	類		生	物の	害			森	林火	災			その	の他の	害	
年	度	H26	H27	H28	H29	Н30	H26	H27	H28	H29	Н30	H26	H27	H28	H29	Н30
総	数	5	13	6	92	44	_	_	_	_	_	_	_		_	1

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

単位 員数:人 金額:千円 面積:ha

Ī	市町	丁村別	J		組合	名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総 額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備	考
糸	総	类	文	4	組	合	6, 214	47	222, 984	86, 834		
森	静	岡	市	静	岡	市	_	_	_	_		
林	静	岡	市	井		Ш	_	_	_	_		
	静	岡	市	清		水	_		_	_		
組合	島藤川	田 枝 根 本	市市町	お	おい	がわ	_	_	_	_		

(注)「平成29事業年度林業振興課調べ(静岡県資料)」による。

(2) 林業事業体等の現況

単位:事業体数

	\ <u>\</u>	八		,	素材	木材卸売業 (うち素材	木材・木製	製品製造業	2 0 M
	区	分		造林業	生産業	市売市場)	製造業	その他	その他
糸	総	梦	汝	723	41	2	120	85	
市	静	岡	市	380	24	_	71	46	
町	焼	津	市	4	2	_	10	_	
村	藤	枝	市	54		1	15	19	
別	島	田	市	156	12	1	23	8	
内内	牧	之 原	市	15	1	_	1	_	
訳	吉	田	町	_	_	_	_	_	
八	Ш	根本	町	114	2	_	_	12	

- (注) 1. 林業経営体は「2015年農林業センサス (農林水産省)」による。
 - 2. 素材生産業、木材市場(素材)は「平成30年木材動態調査(静岡県林業振興課調べ)」による。
 - 3. 木材・木製品製造業は「平成29年工業統計調査(経済産業省)」による。
 - 4. その他(きのこ生産者数)は「平成30年特用林産物生産統計調査(農林水産省)」による。

(3) 林業労働力の概況

当計画区の林業就業者の推移については、次のとおりである。

単位 人数:人

調査年	平成22年	平成27年
労働者数	494	487

(注)「国勢調査報告書(総務省統計局)」による。

(4) 林業機械化の概況

当計画区内における林業機械の保有状況は次のとおりである。

単位:台

集材機	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ
192	14	9	30

タワーヤーダ	スイングヤーダ	グラップルソー	スキッダ
2	8	1	2

(注)「平成29年度林業機械の保有状況調査(静岡県林業振興課調べ)」による。

(5) 作業路網等の整備の概況

国有林内における林道等の現況は178.1kmで林道密度は5.6m/haとなっている。

なお、当計画においては、23.3kmの林業専用道開設及び1.4kmの拡張を計画し、路網の着実な整備に努めることとしている。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積:千m³ 実行歩合:%

					伐		ŧ	采		立			木		杉	ł		積		
区		分	1	計			迪	Î		実			行	:	実		行	歩		合
			総	数	主	伐	間	伐	総	数	主	伐	間	伐	総	数	主	伐	間	伐
総		数		159		102		57		67		22		44		42		22		77
針	葉	樹		154		97		57		66		22		44		43		23		77
広	葉	樹		5		5		0		0		0		0		0		0		0

(注) 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(2) 間伐面積

単位 面積:ha 実行歩合:%

計	画	実	行	実行歩合
	533		290	54

(3) 人工造林及び天然更新別面積

単位 面積:ha 実行歩合:%

	総			数		人	工	凒	林		天	然	更	更 新
計	風	実	行	実行歩合	計	画	実	行	実行歩合	計	画	実	行	実行歩合
	76		18	24		76		18	24		_		_	-

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長:km 実行歩合:%

ı	→			\wedge		開	設	延	長	拡	張	筃	所(路	路線数)
Ŀ	<u>X</u>			分	計	画	実	行	実行歩合	計	画	実	行	実行歩合
- 2	基	幹	路	網		27		3	11		16		6	38
	う	ち林	業専	用道		27		3	11		_		_	

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別面積

単位 面積:ha 実行歩合:%

種	類			指	Į	Ĕ		,	解	ß	余
生	規	計	画	実	行	実行歩合	計	画	実	行	実行歩合
総	数		1			_		_		0	0
水源かん	養保安林		_		_	_		_		0	0
土砂流出防	方備保安林					_		_		_	_
干害防備	備保安林		_		_			_		_	_
保健健	呆 安 林							_		_	_

イ 保安施設地区の面積 該当なし。

ウ 治山事業の数量

单位 地区数、実行歩合:%

	=	種	類	î			治山	事業	施行地	玄数
	,	[里	75	Į		計	囲	実	行	実行歩合
保多	产施設	及び	保安	林の劉	整備		49		19	39
地	す	~	り	事	業				_	_

5 林地の異動状況(森林計画の対象森林)

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積:ha

農用	月 地	ゴルフ場等 レ ジ ャ ー 施 設 用 地	住宅、別荘、エ 場等建物敷地 及びその附帯地	採石採土地	そ	の他	合	計
	_	_	_	_		44		44

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積:ha

原	野	農	用	地	そ	0)	他	合	計
	_			_			_		

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積:ha 材積:千m³

分期			I	П	Ш	IV	V	平位 UI	ina nang VII	₹ : ¬-m V II
伐採立木材積	総数	総数	151	155	183	171	158	125	93	64
		針葉樹	148	151	180	168	155	123	91	63
		広葉樹	4	4	3	3	3	2	2	2
	主伐	総数		116	42	41	41	41	41	41
		針葉樹	81	112	41	40	40	40	40	40
		広葉樹	3	4	1	1	1	1	1	1
	間伐	総数	68	39	141	130	117	84	52	23
		針葉樹	67	39	140	129	116	83	52	23
		広葉樹	1	0	2	1	1	1	1	0
造林面積	総数		96	63	59	115	127	125	125	124
	人工造林		96	52	56	105	116	115	114	114
	天然更新		0	10	3	10	11	11	11	11

⁽注) 単位以下を四捨五入した関係で総数は一致しない場合がある。

(2) 分期別期首資源表

⁽注) 1 齢級を 5 年とし、アラビア数字を用い 1 年生から 5 年生までを 1 齢級、 6 年生から 1 0 年生までを 2 齢級、以下順次 3 、 4 齢級とする。